

令和8年第1回市議会定例会
提 出 議 案 の 概 要

新 座 市

提出議案（合計39件）の内訳

【専決処分の承認を求める案件】 …… 2件

予算 2件（令和7年度新座市一般会計補正予算（第8号）ほか1件）

【条例案件】 …… 24件

新規制定 4件（新座市公共施設整備基金条例ほか3件）

一部改正 19件（新座市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例ほか18件）

廃止 1件（新座市土砂等のたい積の規制に関する条例を廃止する条例）

【予算案件】 …… 12件

当初 7件（令和8年度新座市一般会計予算ほか6件）

補正 5件（令和7年度新座市一般会計補正予算（第10号）ほか4件）

【人事案件】 …… 1件（新座市公平委員会委員の選任について）

【専決処分の承認を求める案件】

……2件（予算2件）

議案第1号 専決処分の承認を求めるについて

（令和7年度新座市一般会計補正予算（第8号））

〔要旨〕

一般会計補正予算の専決処分を令和7年12月19日に行ったので、地方自治法第179条第3項の規定によりその承認を求めるもの

〔施策の効果及び影響〕

物価高対応子育て応援手当支給事業（こども1人につき2万円を支給（対象者24,800人））に対応するため、歳入歳出予算に514,038千円を追加したもの

議案第2号 専決処分の承認を求めるについて

（令和7年度新座市一般会計補正予算（第9号））

〔要旨〕

一般会計補正予算の専決処分を令和8年1月19日に行ったので、地方自治法第179条第3項の規定によりその承認を求めるもの

〔施策の効果及び影響〕

令和8年2月8日に行われた衆議院議員選挙に対応するため、歳入歳出予算に67,140千円を追加したもの

【条例案件】 ……24件（新規制定4件、一部改正19件、廃止1件）

議案第3号 新座市公共施設整備基金条例（新規制定）

〔要旨〕

本市が設置する公共施設（学校の施設を除く。）の整備に要する経費の財源に充てるため、新座市公共施設整備基金を設置するもの

〔条例制定の背景〕

昭和40年代から50年代までに建設された公共施設の老朽化対策が喫緊の課題となっている。

本市では、新座市公共施設等総合管理計画における公共施設等の管理に関する基本的な考え方に基づき、個別施設ごとの今後の対策方針等を定めた新座市公共施設個別施設計画を策定し、また、公共施設の総量の適正化を推進するため、新座市公共施設再配置計画の策定を進めているところである。

これらの計画を踏まえ、計画的な公共施設の新築、増改築、改修及び解体を行うためには、将来的に多額の費用が見込まれることから、基金を創設することとして、条例を制定するものである。

〔施行日〕

施行日は、令和8年4月1日とする。

議案第4号 新座市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例 (新規制定)

〔要旨〕

特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるもの

〔条例制定の背景〕

子ども・子育て支援法の一部改正により、乳児等通園支援事業（※）の利用者への給付制度として「乳児等のための支援給付」が創設されるとともに、市町村は、乳児等通園支援事業の実施事業者に対し、当該給付制度の対象事業者として適切なものであることの確認を行うこととされた。

また、当該確認に係る基準について、国の基準（府令）の定めるところにより、条例で定めることとされた。

このことを受けて、本市においては、国と同じ基準を定めることとして条例を制定するものである。

※ 生後6か月から満3歳未満で保育所等に通っていないことを対象に、保護者の就労要件を問わず、時間単位で柔軟に利用できる通園制度をいう（通称：こども誰でも通園制度）。

〔施行日〕

施行日は、令和8年4月1日とする。

議案第5号 新座市認知症施策推進委員会条例（新規制定）

〔要旨〕

新座市認知症施策推進計画の策定についての調査審議並びに同計画の実施状況の把握及び評価を行うため、新座市認知症施策推進委員会を設置するもの

〔条例制定の背景〕

共生社会の実現を推進するための認知症基本法の制定により、市町村は認知症施策推進計画を策定するよう努めなければならないこととされている。

本市においては、令和9年度から開始する第10期新座市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定に合わせ、同法第13条第1項の規定による市町村認知症推進計画を策定することとしている。

このことを踏まえて、学識経験者等で構成する会議体において新座市認知症施策推進計画の策定についての調査審議並びに同計画の実施状況の把握及び評価を行うこととして、新たに附属機関を設置するものである。

〔施策の効果及び影響〕

新座市認知症施策推進委員会の所掌事務、組織、任期、会議の招集その他の必要な事項について定めるもの

〔施行日〕

施行日は、令和8年4月1日とする。

議案第6号 新座市立学校適正配置等審議会条例（新規制定）

〔要旨〕

本市が設置する学校の適正配置等に係る基本方針に関し必要な事項を調査審議するため、新座市立学校適正配置等審議会を設置するもの

〔条例制定の背景〕

本市では、公共施設の総量の適正化を推進するため、新座市公共施設再配置計画の策定を進めているが、市の公共施設全体の約6割を占める学校施設については、その適正配置等に係る基本方針（以下「基本方針」という。）を別途策定することとしている。

基本方針については、市民生活に大きな影響を及ぼすものであることから、学識経験者等からの専門的な意見を踏まえた上で策定していくことが重要である。

このことを踏まえて、学識経験者等で構成する会議体において基本方針に係る調査審議を行うこととして、新たに附属機関を設置するものである。

〔施策の効果及び影響〕

新座市立学校適正配置等審議会の組織、任期、会議の招集その他の必要な事項について定めるもの

〔施行日〕

施行日は、令和8年4月1日とする。

議案第7号 新座市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

〔要旨〕

地方自治法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図るもの

* 〔改正する条例〕

- ① 新座市水道事業の設置等に関する条例
- ② 新座市監査委員条例
- ③ 新座市公共下水道事業の設置等に関する条例

〔施行日〕

施行日は、令和8年9月24日とする。

議案第8号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

〔要旨〕

通勤手当の加算支給の要件を改めるもの

〔条例改正の背景〕

一般職の職員の給与に関する法律の一部改正により、自動車等使用者に係る通勤手当について、国においては、駐車場等の利用に対する通勤手当を新

設することとされた。

本市においても、この国家公務員の取扱いを踏まえ、条例を改正するものである。

〔施策の効果及び影響〕

1 支給対象者

現 行 自動車を使用して通勤する職員であって、新座市役所本庁舎、第二庁舎、各出張所及び各市立保育所に勤務するため、駐車場に係る費用を負担している職員

改正後 自動車等（※）を使用して通勤する職員であって、駐車場に係る費用を負担している職員

※ 自動車以外の交通用具については、国と同様の取扱いとするものであり、規則で定める。

2 支給額（月額）

現 行 一律3,000円

改正後 1か月当たりの駐車場等に係る費用の額（上限額3,000円）

〔施行日〕

施行日は、令和8年4月1日とする。

議案第9号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

〔要旨〕

新座市いじめ防止対策審議会委員の報酬について、いじめに係る重大事態に対する調査（※）を行う場合の報酬の額を改定するもの

※ 学校におけるいじめに係る重大事態に対処し、その防止に資するため、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするために行う調査をいう。

〔条例改正の背景〕

新座市いじめ防止対策審議会委員の所掌事務は、いじめの防止等に係る対策等の審議及びいじめに係る重大事態に対する調査の実施であり、当該調査については、業務内容が多く、慎重な審議を要するため、委員としての活動に時間を要する状態となっている。

このことを踏まえて、当該調査を行う場合の報酬の額を改定することとして、条例を改正するものである。

〔施策の効果及び影響〕

現行			改正後		
全ての事務	日額	会長 7,500円 委員 6,500円	いじめに係る重大事態に關	日額	会長 15,000円 委員 13,000円

		する調査	
	その他の事務		
		会長	7,500円
		委員	6,500円

〔施行日〕

施行日は、公布の日とし、令和7年4月1日から適用する。

議案第10号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

〔要旨〕

職員の病気休暇の取得要件について所要の規定の整備を図るもの

〔条例改正の背景〕

人事院規則の一部改正により、非常勤職員の休暇制度について、国においては、既存の公務上の負傷又は疾病のため療養する必要がある場合に取得できる休暇（公務上傷病休暇）に加えて、通勤上における負傷又は疾病のため療養する必要がある場合にも休暇が取得できることとされた。

本市においては、病気休暇の取得要件を「公務上の負傷又は疾病の場合」と規定し、「公務上」に通勤時間を含むこととして対応を図っているところであるが、本市の取得要件が国と同じであることを明らかにするため、所要の規定の整備を図ることとして、条例を改正するものである。

〔施行日〕

施行日は、公布の日とする。

議案第11号 新座市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例〔期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定〕

〔要旨〕

一般職の職員との均衡を図るため、会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合を改定するもの

〔施策の効果及び影響〕

- 1 令和7年度12月分の期末手当及び勤勉手当の支給割合について、それぞれ0.025月分引き上げるもの
- 2 令和8年度以降の期末手当及び勤勉手当について、6月分及び12月分の支給割合の配分を変更するもの

会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合 (単位：月)

		6月	12月	合計	総支給割合
令和7年度 (現行)	期末手当	1.2500	1.2500	2.500	4.60
	勤勉手当	1.0500	1.0500	2.100	
令和7年度 (改正後)	期末手当	1.2500	1.2750	2.525	4.65
	勤勉手当	1.0500	1.0750	2.125	
令和8年度 (改正後)	期末手当	1.2625	1.2625	2.525	4.65
	勤勉手当	1.0625	1.0625	2.125	

〔施行日〕

- 1 施行日は、公布の日とする。ただし、上記2の施行日は、令和8年4月1日とする。
- 2 上記1の規定は、令和7年12月1日から適用する。

議案第12号 新座市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例〔基本報酬の額の上限の改定〕

〔要旨〕

専門的な知識等を必要とする業務に従事する会計年度任用職員（※）の基本報酬の額の上限を改定するもの

※ 教育相談員、さわやか相談員、スクールソーシャルワーカー及び交通指導員

〔条例改正の背景〕

専門的な知識及び実務経験等を必要とする業務に従事する会計年度任用職員の報酬の額について、本市においては、条例でその額の上限を定めている。

令和2年度の会計年度任用職員制度導入時から、会計年度任用職員の報酬の額については、一般職の常勤の職員に係る給与の額を踏まえて定めることとしている。

令和7年の人事院の勧告等を踏まえ、一般職の常勤の職員等の給与の額を改定したことに伴い、一般職の常勤の職員等との均衡を図るため、条例を改正するものである。

〔施策の効果及び影響〕

現 行 日額にあっては9,900円、時間額にあっては1,370円を超えない範囲内において規則で定める額

改正後 日額にあっては15,000円、時間額にあっては2,000円を超えない範囲内において規則で定める額

〔施行日〕

施行日は、令和8年4月1日とする。

議案第13号 新座市手数料条例の一部を改正する条例

〔要旨〕

地方税法関係手数料等の額を改定するとともに、キオスク端末（※）による証明書等の交付に係る手数料の特例を定めるもの

※ コンビニエンスストア等に設置されている通信端末のことで、マイナンバーカードを使用することにより、市役所の窓口に来庁することなく、住民票の写し等の証明書を取得することができる。

〔条例改正の背景〕

地方税法関係手数料等について、社会情勢や近隣市の状況を踏まえ、受益者負担の適正化を図ることとして、条例を改正するものである。

〔施策の効果及び影響〕

(1) 地方税法関係手数料

名称	現行	改正後
納税証明書交付手数料	1枚につき 200円	1枚につき 300円
固定資産課税台帳閲覧手数料	1回につき 200円	1回につき 300円
固定資産課税台帳記載事項証明書交付手数料	ア 土地又は家屋ごとに証明するもの（土地1筆又は家屋1棟を1件とする。）	3件までのものは200円、3件を超えるものは200円に3件を超える1件につき40円を加えた額
	イ ア以外のもの	1枚につき200円、1枚を超えるものは200円に1枚を超える1枚につき40円を加えた額

(2) 諸証明手数料等

名称	手数料を徴収する事務	現行	改正後
諸証明手数料	諸証明書の交付	1枚につき 200円	1枚につき 300円
物件交付手数料	住民票、戸籍の附票、図面等の写し、印鑑登録証の再交付	1件につき 200円	1件につき 300円
閲覧手数料	公簿、図面等を閲覧に供する事務	1回につき 200円	1回につき 300円

(3) キオスク端末による証明書等の交付に係る手数料の特例

名称	現行	改正後
実施期間	令和5年5月1日から令和8年3月31日まで	令和8年7月1日から令和10年3月31日まで
諸証明手数料	1枚につき150円	1枚につき200円
物件交付手数料	1件につき150円	1件につき200円

* 令和8年4月1日から同年6月30日までの間は、キオスク端末による証明書等の交付に係る手数料の特例はないため、諸証明手数料にあっては1枚につき200円、物件交付手数料にあっては1件につき200円となる。

〔施行日〕

施行日は、令和8年7月1日とする。

議案第14号 新座市都市計画税条例の一部を改正する条例

〔要旨〕

都市計画税の税率を改定するもの

〔条例改正の背景〕

都市計画事業への財政需要が高まっており、今後も事業費の増加が見込ま

れている。

本市の将来を見据えた都市計画事業を着実に推進していくための財源を確保するため、都市計画税の税率を改定することとして、条例を改正するものである。

〔施策の効果及び影響〕

1 都市計画税の税率

現 行 100分の0.2

改正後 100分の0.25

2 都市計画税の税率改定の推移

平成25年度	平成26年度	平成27年度～ 平成28年度	平成29年度～ 令和8年度	令和9年度以後 (改正後)
0.19%	0.18%	0.17%	0.2%	0.25%

〔施行日〕

施行日は、令和9年4月1日とし、令和9年度以後の年度分の都市計画税について適用する。

議案第15号 新座市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

〔要旨〕

資源の有効な利用の促進に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図るもの

〔施行日〕

施行日は、令和8年4月1日とする。

議案第16号 新座市立集会所条例の一部を改正する条例

〔要旨〕

市外団体（※）に係るふれあいの家の使用料を改定するもの

※ 市内に居住している者を含まない団体をいう。

〔施策の効果及び影響〕

ふれあいの家の使用料について、市外団体が利用する場合は、現行の使用料の倍額とするもの

〔施行日〕

施行日は、令和8年7月1日とする。

議案第17号 新座市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

〔要旨〕

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図るもの

〔施行日〕

施行日は、令和8年4月1日とする。

議案第18号 新座市老人福祉センター条例の一部を改正する条例

〔要旨〕

- 1 令和9年度から福祉の里老人福祉センターの管理を指定管理者に行わせることとするもの
- 2 福祉の里老人福祉センターの夏季（7月から9月まで）の利用時間を1時間延長するもの
- 3 市外に居住している者に係る老人福祉センターの使用料を改定するもの

〔施策の効果及び影響〕

- 1 福祉の里老人福祉センターの管理を指定管理者に行わせることにより、老人福祉センター及び第二老人福祉センターの指定管理者の指定期間（令和4年度から令和8年度まで）の満了後、これらの老人福祉センターの管理を指定管理者に一体的に行わせることができるもの

2 福祉の里老人福祉センターの利用時間

現 行 午前9時30分から午後4時まで（通年）

改正後 午前9時30分から午後5時まで（7月から9月まで）

午前9時30分から午後4時まで（上記の期間以外）

3 市外に居住している者の使用料

現 行 300円

改正後 500円

〔施行日〕

- 1 施行日は、令和9年4月1日とする。ただし、上記3の施行日は、令和8年7月1日とする。
- 2 指定管理者の指定に係る手続その他必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

議案第19号 新座市介護保険条例の一部を改正する条例

〔要旨〕

令和8年度の介護保険料率の算定に係る合計所得金額の算定方法の特例及び

低所得者に対する基準の特例を定めるもの

【条例改正の背景】

本市において、65歳以上の介護保険の被保険者（以下「被保険者」という。）に係る介護保険料については、被保険者の合計所得金額及び市民税の課税の有無等に応じ15段階に区分して、令和6年度から令和8年度までの額を定めている（介護保険法の規定により3年ごとに見直しを行うもの）。

国においては、令和7年度の税制改正によって給与所得控除の最低保障額を55万円から65万円に引き上げる見直しが行われたことに伴い、被保険者の所得段階の区分の変動による介護保険料の収入不足が見込まれるとして、その影響を抑制するため、介護保険法施行令の一部改正により、令和8年度に限り、被保険者の所得段階の区分判定が当該給与所得控除の見直し前と同じ判定となるよう、当該区分判定に係る合計所得金額の算定方法の特例及び低所得者に対する基準の特例を定めることとされた。

このことを踏まえて、本市においても同じ対応を図ることとして、条例を改正するものである。

〔施行日〕

施行日は、令和8年4月1日とする。

議案第20号 新座市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

〔要旨〕

国民健康保険税の税率を改定するもの

【条例改正の背景】

本市の国民健康保険税については、埼玉県の方針により、令和9年度の県内における保険税水準の統一（※）に向けて、段階的に税率等を改定することとしている。

令和8年度の国民健康保険税について、この方針に従って改定するものである。

また、地方税法の改正により、国民健康保険税は、医療給付費分、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分に加え、子ども・子育て支援納付金分の四つで構成することとされたことを受けて、子ども・子育て支援納付金分に係る課税額を定めることとして、条例を改正するものである。

※ 原則として、同じ世帯構成、所得であれば同じ保険税となることとするもの

〔施策の効果及び影響〕

1 医療給付費分（基礎課税額）

	現行	改正後
所得割	7.30%	7.30%
均等割	32,000円	34,000円
限度額	650,000円	660,000円

2 後期高齢者支援金等分

	現行	改正後
所得割	2.32%	2.82%
均等割	14,000円	17,000円
限度額	240,000円	260,000円

3 介護納付金分

	現行	改正後
所得割	2. 22 %	2. 46 %
均等割	15, 000円	17, 000円
限度額	170, 000円	170, 000円

4 子ども・子育て支援納付金分

	現行	改正後
所得割	—	0. 29 %
均等割（※1）	—	1, 800円
18歳以上均等割	—	100円
限度額（※2）	—	30, 000円

※1 18歳に達する日以後の最初の3月31日以前にある者についての均等割
は全額免除

※2 限度額については、地方税法施行令の改正に合わせて改正するものである
が、3月末の公布が予定されているため、追加議案又は専決処分により対応
する予定である。

〔施行日〕

施行日は、令和8年4月1日とする。

議案第21号 新座市保健センター条例の一部を改正する条例

〔要旨〕

保健センターの利用時間を改めるもの

〔条例改正の背景〕

窓口受付時間と職員の勤務時間が同じであることにより、業務開始の準備
や終業間際の対応など時間外勤務を前提とした働き方となっていることが課
題となっている。

窓口受付時間の短縮により確保した時間を業務改善及び事業立案等に費や
すことで行政サービスの質の向上及び適正な労務管理を図るため、保健セン
ターの利用時間を変更することとして、条例を改正するものである。

〔施策の効果及び影響〕

現 行 午前8時30分から午後5時15分まで

改正後 午前9時から午後4時30分まで

〔施行日〕

施行日は、令和8年7月1日とする。

議案第22号 新座市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例

〔要旨〕

マンションの建替え等の円滑化に関する法律及び建築基準法施行令の一部改

正に伴い、所要の規定の整備を図るもの

[施行日]

施行日は、令和8年4月1日とする。ただし、建築基準法施行令の一部改正に伴う改正については、公布の日とする。

議案第23号 新座市都市公園条例の一部を改正する条例

[要旨]

大和田水辺の丘公園の駐車場を有料の公園施設として、その利用時間及び使用料を定めるもの

[条例改正の背景]

大和田水辺の丘公園駐車場における目的外利用を抑制し適正な管理を図るため、また、じゃぶじゃぶ池の稼働期間における駐車場の混雑対策を踏まえて、駐車場を有料化することとして、条例を改正するものである。

[施策の効果及び影響]

- 1 駐車台数 40台
- 2 利用時間 終日
- 3 使用料 最初の30分までは無料。以降1時間ごとに200円（じゃぶじゃぶ池の稼働期間にあっては、300円）

[施行日]

施行日は、令和8年7月1日とする。

議案第24号 新座市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

[要旨]

新座市民総合体育館及び福祉の里体育館の使用料を改定するもの

[条例改正の背景]

新座市民総合体育館及び福祉の里体育館について、時間区分ごとの利用から1時間単位での利用（※）に改めるとともに、近年の施設の管理運営経費の上昇及び空調設備の導入を踏まえ、使用料を改定することとし、また、新座市民総合体育館のウェイティングコース（半屋外の走路）を有料化することとして、条例を改正するものである。

※ 改定後の使用料＝利用時間×1時間当たりの単価

[施策の効果及び影響]

- 1 新座市民総合体育館の使用料

施設等	現行					改正後
	午前 (午前9時～午後0時30分)	午後1 (午後1時～午後3時)	午後2 (午後3時30分～午後5時30分)	夜間 (午後6時～午後9時30分)	全日 (午前9時～午後9時30分)	
専用アマーネン	3分の1	4,180円	2,090円	2,090円	4,180円	12,570円
						1,860円

用 利 用	チュア ー の体育、 スporte ツ又は レクリ エー シヨン の場合	アリー ナ	面					
			3分の2 面	8,380円	4,180円	4,180円	8,380円	25,140円
			全面	12,570円	6,280円	6,280円	12,570円	37,710円
			サブア リーナ	全面	4,180円	2,090円	2,090円	4,180円
	バドミ ントン コート		1面	1,360円	680円	680円	1,360円	4,080円
その他の 場合	メーン アリー ナ	平日	全	25,140円	12,570円	12,570円	25,140円	75,420円
		祝日等	全	37,710円	18,850円	18,850円	37,710円	113,140円
	サブア リーナ	平日	全	8,380円	4,180円	4,180円	8,380円	25,140円
		祝日等	全	12,570円	6,280円	6,280円	12,570円	37,710円
第1武 道場	2分の1面			1,570円	780円	780円	1,570円	4,710円
	全面			3,140円	1,570円	1,570円	3,140円	9,420円
第2武 道場	2分の1面			1,570円	780円	780円	1,570円	4,710円
	全面			3,140円	1,570円	1,570円	3,140円	9,420円
卓球場				2,090円	1,040円	1,040円	2,090円	6,280円
弓道場				1,460円	730円	730円	2,090円	5,020円
相撲場				1,570円	780円	780円	1,570円	4,710円
ウエイトリフティング室				940円	470円	470円	940円	2,820円
大会議室				1,880円	940円	940円	1,880円	5,650円
小会議室				940円	470円	470円	940円	2,820円
研修室				940円	470円	470円	940円	2,820円
個人 利 用	第1武道場、第2武道場、 卓球場、ウエイトリフ ティング室、トレーニン グ室、ジョギングコース			大人 子供	1人1回(2時間単位) 1人1回(2時間単位)	200円 100円		150円
	弓道場、相撲場			大人 子供	1人1回(2時間単位) 1人1回(2時間単位)	200円 100円		100円
	ウェイティングコース					—		100円

2 福祉の里体育館の使用料

	施設等	現行					改正後	
		午前 (午前9時 30分～午後 0時30分)	午後1 (午後1時 ～午後3時)	午後2 (午後3時 30分～午後 5時30分)	全日 (午前9時 30分～午後 5時30分)	時間区分 なし (1時間 当たりの 単価)		
専 用 利 用	アマチュ アの体育、 スポーツ 又はレク リエー シヨン の場合	アリー ナ	全面	3,140円	1,570円	1,570円	6,280円	1,380円
		バドミ ントン コート	1面	1,040円	520円	520円	2,090円	460円
その他の 場合	アリー ナ	平日	全	6,280円	3,140円	3,140円	12,570円	2,760円
		祝日	全 等	9,420円	4,710円	4,710円	18,850円	4,140円
個 人 利 用	卓球等			大人 子供	1人1回(2時間単位) 1人1回(2時間単位)	200円 100円		150円

〔施行日〕

施行日は、令和8年7月1日とする。

議案第25号 新座市議会議員及び新座市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

〔要旨〕

市議会議員及び市長の選挙における選挙運動費用の公費負担について、その限度額を改定するもの

〔条例改正の背景〕

公職選挙法の一部改正により、公職の候補者の選挙運動用ポスターの規格が統一された。

また、公職選挙法施行令の一部改正により、衆議院（小選挙区選出）議員及び参議院議員の選挙に係る費用の公費負担の限度額を引き上げることとされた。

公職選挙法の規定により、地方公共団体の選挙に係る費用の公費負担については、これらの国の選挙に準じることとされていることから、条例で定める市議会議員及び市長の選挙に係る公費負担の限度額を改定するものである。

〔施策の効果及び影響〕

公職選挙法施行令の改正に準じて、市議会議員及び市長の選挙に係る公費負担の限度額を、次のとおり引き上げるもの

(1) 選挙運動用ビラの作成

区分	現行	改正後
1枚当たり	7円73銭	8円38銭

(2) 選挙運動用ポスターの作成

区分	現行	改正後
印刷費 1枚当たり	405円98銭	586円88銭
企画費	237, 187円	316, 250円

〔施行日〕

施行日は、公布の日とする。

議案第26号 新座市土砂等のたい積の規制に関する条例を廃止する条例

〔要旨〕

土砂等のたい積の規制を廃止するもの

〔条例廃止の背景〕

土砂等のたい積については、宅地造成等規制法の規定により、面積の規模に応じて、市及び埼玉県が条例を制定し、当該たい積に対する規制を行っていたが、同法の改正により、宅地造成及び特定盛土等規制法と改称されるとともに、都道府県が土砂等のたい積に係る規制区域の指定及び許可等を行うこととされた。

これにより、埼玉県が本市の全域を当該規制区域として指定し、市内における土砂等のたい積については法による規制が適用されることになったことから、本条例による規制を廃止するものである。

〔施行日〕

施行日は、公布の日とする。

【予算案件】 ……12件（当初7件、補正5件）

議案第27号 令和8年度新座市一般会計予算

議案第28号 令和8年度新座市国民健康保険事業特別会計予算

議案第29号 令和8年度新座市介護保険事業特別会計予算

議案第30号 令和8年度新座市後期高齢者医療事業特別会計予算

議案第31号 令和8年度新座都市計画事業新座駅北口土地区画整理事業特別会計予算

議案第32号 令和8年度新座市水道事業会計予算

議案第33号 令和8年度新座市公共下水道事業会計予算

議案第34号 令和7年度新座市一般会計補正予算（第10号）

議案第35号 令和7年度新座市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第36号 令和7年度新座市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第37号 令和7年度新座市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

議案第38号 令和7年度新座都市計画事業新座駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）

【人事案件】 ……1件

議案第39号 新座市公平委員会委員の選任について

新座市公平委員会委員谷修氏の任期が、令和8年3月22日で満了となるが、引き続き同人を選任することについて同意を得たいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により提案するもの

追加を予定する議案（6件）

【予算案件】 ……4件（補正4件）

議案第 号 令和7年度新座市一般会計補正予算（第11号）

議案第 号 令和7年度新座都市計画事業新座駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算（第5号）

議案第 号 令和8年度新座市一般会計補正予算（第1号）

議案第 号 令和8年度新座市水道事業会計補正予算（第1号）

【契約案件】 ……2件

議案第 号 工事請負契約の締結について〔新座市立大和田小学校屋内運動場解体工事〕

議案第 号 工事請負契約の締結について〔新座市立東北小学校校舎長寿命化改修工事〕